

諮問番号：諮問第 211 号

答申番号：答申第 211 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の額改定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

(1) 理由として P14E 発達障害に該当しないとあったが。

請求を提出した時点でも、母の援助が必要で学校へ登校は行えたとしても母が送り迎えを行<sup>馬文ママ</sup>わない。

修学旅行へも母が同行、児童の乗るバスへの乗車はできず。母の車で移動を行い宿泊することはできなかった。行動も母と一緒にしかできず他の児童と共に行動することはできなかった。

学校へも登校できたとしても 1 日登校ではなく。

時差登校を行い玄関で先生に挨拶するのみで帰宅する程度で、教室には上がれず。

調子が良い日に別室にてプリントを行う程度の登校だった。

デイケアも本人のみで行くことは出来ず母が送り迎えをするのが必須だった。

卒業式も参加は出来ず他の児童の卒業式の後、校長室で一人だけの卒業式を行った。

日常生活においても、自身ひとりで外出することは、ほぼなく母もしくは祖母が同伴する形で、一人で外へ出ることを極端に怖がるような状況だった。

現在でもその状況には変わりはない。

特定友人や家族であればコミュニケーションを取ることは可能だが、他者への声

かけや本人が助けを必要としたとしても声をかけられず。母がサポートをしてなんとかできることもあるが、ほぼ母が代わりに聞くような状況だった。今でもあまり変わりはない。

学校の方の出席日数はあったとしても、登校状況は上記のような形で、授業に参加をしたり教室へ上がったものではないことを理解してほしい。

本人自身、今のままではよくないとは思いながら必死に登校を行っていたが行くまでの精神的不安は大きく体調を崩しトイレから何十分も出てられない状況や発熱、腹痛、一日中脱力感により起き上がることができないなども多くあった。

普段の生活においても、母の支援が必要であったこと社会行動やコミュニケーションを行う上で円滑に行えていたのではない事。日常生活においても母の支援が必要であったことを理解してほしい。

- (2) 処分庁は、審査請求人の提出した診断書（以下「本件診断書」という。）によると、審査請求人の二男（以下「対象児童」という。）は週1回デイケアを利用しているものの、それ以外は概ね登校できており、同年代の他人との交流もトラブルなくできていることから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」ではないと判断し、手当支給要件を満たさないとしたものである、と主張するが、本件診断書には「知的な能力は高いが、言語理解 121、知覚推理 134、ワーキングメモリー91、処理速度 107 と各群指数間には大きな解離を認めていて、得意な事と苦手な事がはっきりしており、耳から聞いた指示が入りづらい」「言語能力は高いが、自らの要求や感情に気づき適切な言語化し、双方向のコミュニケーションを構築する事の苦手さがあり、時に自分の興味のあるパソコンなどの話題においては一方的になることがある。社会的文脈の読み取りが独特であり、一般的な解釈とはずれが生じているが、なかなか切り替えられず時にかんしゃくに発展することもある。限定された興味関心が認められ、パソコンに対する知識は相当詳しい成人並みの知識を持っている。感覚過敏があり、気圧や温度の変化に敏感で体調を崩しやすい。」「普段は穏やかで特性に理解のある大人との関係構築は良好である。興味はごく限定されており、社会的文脈の読み取りは独特であり、時に行き違いからかんしゃくに発展し、なかなか切り替えられない。」とあるように、本人が得意とする分野や本人の特性を理解した大人や年上の他人との関係構築はできるが、同年代の他人との関係構築はできず、本人にとって多くの同年代児童と過ごす学校生活は大きな負担であり、学校への登校渋りや体調不良を訴えて休むことが多く、年間の欠席数も、5年生 76日、6年生 64日と不登校にあたる、年間欠席数 30日を上回っていることから日常生活に制限がある。

ここで指す「概ね登校できており」の登校は教室へ上がり他児との交流をもつものではなく、母に促され母と一緒に家を出て学校へ歩いて登校をする、挨拶をして帰宅。調子の良い日には、教材準備室パソコンのある部屋で担任とは別のサポーターの先生や教頭に見守られながら国語算数の学習や図工などの制作を行い、言葉がけや、週末に翌週の目標などを担任、サポーターの先生、教頭先生と保護者、本人で話し、その時にも本人が自身の気持ちを大切に、言葉にできるまでゆっくりと時間をかけ、見通しができるように支援を行い徐々に学校で過ごす時間が長くなるように支援を受けたからこそ出来たことだった。

毎日、学校へ行こうとすると体調を崩し、小学校の時以上にトイレから何十分も出て来られない状況や発熱、腹痛、一日中脱力感により起き上がることが出来ないことが多くなり、以後一日中外出することなく家の中で過ごすようになった。

外へ出ることを極端に恐れ母の同伴なしでの外出も行うことはできず、自分から他者への会話を行い自身の気持ちを言語化して伝える事が出来ず、現在デイケアにも通うことは出来ておらず、普段の生活においても、多くの支援が必要であり、「日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」、2級として「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応に当たって援助が必要なもの」にあたると思われる。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適切に行われており、処分庁の判断に誤りはない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

- 1 本件診断書において対象児童の障害は「全般性不安障害、自閉スペクトラム症」とされていることから、対象児童の障害の認定は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）第7節の2のA及びEの区分に基づき行われるものであるといえる。
- 2 認定基準第7節の2のAは、神経症にあつては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであっても、障害の状態とは評価しない。（その臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、統合失調症又は気分（感情）障害に準じて取り

扱う。)としている。

本件診断書には、対象児童の精神症状として、現在の症状又は状態像について、「感情の平板化」の項目に該当があるが、幻覚や妄想に該当はない。

また、本件診断書作成医に対し処分庁が行った質問に対する回答書（以下「本件診断書作成医回答書」という。）には、「担任と話すことをとても楽しみにしている状態で、今のところ週1回デイケア利用以外はおおむね登校できている。興味を共有できる人との関わりは継続できている。小学校の頃は、時にたまたま同じ部屋に登校している不登校の同級生とやりとりすることもあったときいている。他人との大きなトラブルはない。」と記載されている。

これらのことから、対象児童は、精神病の病態を示しておらず、認定基準第7節の2のAにおける障害の状態とは評価されないものであると判断され、これと同旨の処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- 3 また、認定基準第7節の2のEは、2級に相当すると認められる障害の状態について「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」であるとしている。

本件診断書には、発達障害関連症状として、「自らの要求や感情に気づき適切に言語化し、双方向のコミュニケーションを構築する事の苦手さがあり時に自分の興味あるパソコンなどの話題において一方的になることがある。社会的文脈の読み取りが独特であり一般的な解釈とはずれが生じているが、なかなか切り替えられずに時にかんしゃくに発展することもある。」と記載され、性格特徴として、「興味はごく限定されており、同年代の他児とのやり取りは非常に少ない。集団が苦手であり数年来登校は不安定である。社会的文脈の読み取りは独特であり時に行き違いからかんしゃくに発展し、なかなか切り替えられない」と記載され、本件診断書作成医回答書には、「同年代の他人との交流はトラブルこそないものの一貫してごくごく表面的なものであり、これまで継続した学校の同級生との友人関係はなく」と記載されている。

これらのことから、対象児童の障害の程度は、認定基準第7節の2のEにおける2級に相当すると認められる障害の状態である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当するとも考えられる。

しかしながら、本件診断書には、現病歴として「健診で異常を指摘されたことはなし」と記載され、発達障害関連症状として「言語能力は高い。」と記載され、問題行動及び習癖として、現在の症状又は状態像について、「興奮」の項目に該当があるが、暴行や自傷に該当がなく、性格特徴として「普段は穏やかで特性に理解のある大人との関係の構築は良好である。」と記載されている。また、本件診断書には、要注意度として「随時一応の注意を必要とする」と記載されている一方で、日常生活能力の程度として、食事、排泄及び衣服は自立であり、洗面及び入浴は半介助であるが「声掛けが必要である」と記載され、声掛けがあればできることがうかがえる。

これらのことから、対象児童は、認定基準第7節の2のEにおける2級に相当すると認められる障害の状態には該当しないと判断され、これと同旨の処分庁の判断に不合理な点は認められない。

4 また、処分庁は、局長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）の3の(1)により置かれた医師の意見を聴取するという慎重な手続を踏んだ上で、上記のとおり判断しており、その判断が誤りであるということとはできない。

5 以上のとおり、処分庁が対象児童について、認定基準第7節の2のA及びEにおける2級に該当しないと判断して本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

6 なお、審査請求人は、学校へ登校できたとしても1日登校ではなく、授業に参加をしたり教室へ上がったものではないことを理解してほしい旨、また、普段の生活においても多くの支援が必要である旨主張している。

認定要領の2の(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書等によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえで適正な認定を行うことを定めている。

本件では、処分庁は、本件診断書に記載された内容について、本件診断書を作成した医師に質問を行い、本件診断書作成医回答書を受領しており、本件診断書及び本件診断書作成医回答書には対象児童の状態等について具体的に触れられていることから、これらのみでは認定が困難な場合に該当するものとまではいえず、処分庁の判断過程に不合理な点は認められないため、審査請求人の主張を採用することはできない。

7 その他、本件処分において違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 5 年 6 月 13 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 8 月 18 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

手当の支給要件に該当する障害の程度については、法第 2 条第 5 項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級及び 2 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」と規定されており、各級の障害の状態に係る具体的な認定の基準については、認定要領及び認定基準に定められている。

また、認定要領の 2 の(4)では、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書等によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこととされている。

処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、認定要領の 3 の(1)により置かれた医師の意見を聴取するという慎重な手続を踏んだ上で、対象児童は、認定基準第 7 節 精神の障害における 2 級に相当すると認められる障害の状態には該当しないと判断しており、その判断に不合理な点は認められない。

なお、処分庁は、本件診断書に記載された内容について本件診断書を作成した医師に質問を行い、本件診断書作成医回答書を受領している。本件診断書及び本件診断書作成医回答書では、対象児童の状態等について具体的に記載されており、「特別児童扶養手当認定診断書等のみでは認定が困難な場合」に該当するものとまではいえず、処分庁の判断過程に不合理な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきである  
とした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也